タイ・ベトナムとの間の
レジデンストラックの手続きについて

令和2年８月６日

内閣官房
外務省
出入国在留管理庁
厚生労働省
経済産業省
国土交通省

１．制度の概要について

２．必要書類について

３．企業･団体の皆様への要望事項等

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

- 一般の国際的な往来とは別に、ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置します。
- 現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行します。

措置の概要	• **ビジネストラック**：本件試行措置により例外的に出入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となるスキームで、主に短期出張者用です。 • **レジデンストラック**：本件試行措置により例外的に出入国が認められるが、入国・帰国後の14日間の自宅等待機は維持されるスキームで、主に長期滞在者用（駐在員の派遣・交代等）です。 ※当面は、成田、羽田、関西の３空港での受入れとなります。
対象国	• ベトナム・タイ • 感染状況が落ち着いている国・地域と協議・調整を開始しています。（ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランド、カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾）
対象者	• 現時点では、日本国籍を有し日本に居住する者又は対象国の国籍を有し当該対象国に居住する者であって、当該対象国と日本との間の直行便（午前着便の利用が原則）を利用する者に限ります。 • ビジネス上必要な人材等（短期商用、経営・管理、技術者、技能実習・特定技能等）を対象者とします。
邦人出国者の利用条件	• 相手国の要請に応じ、出国前の検査証明、「相手国活動計画書」の事前提出等により、相手国への入国、行動範囲を限定した活動が許容されるよう調整しています。
邦人帰国者／外国人入国者の利用条件	• ビジネストラックでは、入国（帰国）後14日間は行動範囲を限定（自宅・宿泊施設等と用務先の往復等に限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が出入りする場所への外出を回避）したビジネス活動が可能です。 • 邦人は、帰国に当たって、「誓約書」及び「本邦活動計画書」の提出、帰国後14日間の位置情報の保存等の措置を求められます。 • 外国人は、入国に当たって、上記に加え、出国前７２時間以内に検査を受け取得した新型コロナウイルスに「陰性」であることを記載した検査証明（以下「検査証明」という。）を求めるとともに、入国時に検査証明（又はその写し）を提出いただきます。（レジデンストラックの場合は、「本邦活動計画書」は不要。）
開始時期	• 7月29日にベトナム・タイとの間でレジデンストラックの受付を開始しました。 • 準備が整い次第、順次対象国・地域を拡大していきます。

注）現在、措置の具体的な内容について検討、対象国・地域との協議・調整を進めているため、実際の措置とは異なる可能性があります

邦人がレジデンストラックを活用しタイ・ベトナムへ渡航する場合のフロー

日本国内

①在京大使館での査証発給申請

- 在京大使館にて査証の発給を申請ください

健康モニタリングの実施

②検査証明の取得等

- 出国前に各国が指定する時間内、検査方法等で、検査証明を取得していただきます。
- 国によって検査証明の要件が異なりますので、必ずHPで詳細をご確認ください。

出国

タイ・ベトナム入国時、PCR検査を受けて頂きます。

相手国内

③相手国内での活動

- タイ・ベトナム入国後は、現地政府の指示に従い、14日間の自宅待機等をお願いします

【日本への帰国14日前から】
- 日本への帰国前14日間検温の実施をお願いします。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。
- 帰国に先立って外務省に帰国日を申請し、専用メールアドレスから「帰国日届出受領証」を取得ください。
- 併せて、企業において、帰国時に空港検疫に出していただく誓約書を作成の上、帰国者に事前にお渡しください。

帰国

- 空港の検疫で所定の「帰国日届出受領証【印刷したもの】」、「誓約書（本邦帰国時にビジネストラックを利用しない日本人用）【原本】」「質問票【機内で記入したもの】」を提出いただきます。

※書類忘れ、誓約違反時には、受入企業・団体の名称の公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。

日本国内

④空港での検疫

移動・待機

⑤14日間の自宅等待機

本邦帰国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。（交通手段は受入企業・団体が確保、公共交通機関の利用は不可）※午前便で到着しその日のうちに空港で検査結果を得ることを前提としています。

14日後

通常活動への復帰

- 14日間の自宅等待機をお願いします。

タイ人・ベトナム人がレジデンストラックを活用し日本へ入国する場合のフロー

相手国内

①在外公館での査証発給等申請（誓約書等の提示）

- 在外公館での査証又は再入国関連書類提出確認書申請時に、**日本側受入企業・団体が作成する「誓約書【原本】」の提示（及び写しの提出）により、追加的な防疫措置への同意を確認します。**
  ※誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。
- 受入企業・団体は、アプリの導入・設定方法や必要書類について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

健康モニタリングの実施

出国前14日間は検温を実施してください。
健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載ください。

②検査証明の取得等

- 出国前（搭乗予定航空便の出発時刻）72時間以内に、タイ・ベトナムにて**検査証明を取得ください。**

入国

日本国内

③空港での検疫・入国審査

【検疫】
- 空港の検疫で**「質問票【機内で記入したもの】」・「誓約書【原本】」を提出いただきます。**
- **接触確認アプリのインストール等を確認**させていただきます。
- **検査証明（又はその写し）を持参していることを確認**します。

【入国審査】
- **検査証明の確認・回収をします。**
- **査証の確認又は再入国関連書類提出確認書の確認・回収を**させていただきます。
- **アプリインストール等を確認**させていただきます。

移動・待機

④行動範囲限定下での活動

本邦帰国時にCOVID-19に関する検査を受けて頂きます。検査結果の判明までは原則として空港内で待機していただきます。（公共交通機関の利用は不可）
※午前便で到着しその日のうちに空港で検査結果を得ることを前提としています。

14日後

- レジデンストラックでは、**入国後14日間、公共交通機関を使わず、自宅・宿泊施設等（個室管理ができる施設等）で待機してください。**
- **LINEアプリを通じた健康フォローアップを行うとともに、地図アプリ等による位置情報の保存を行ってください。**
- 有症状となった場合、滞在・移動を中止するとともに速やかに「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指定の医療機関を受診してください。陽性の場合、濃厚接触者リストや保存された位置情報を管轄保健所に提供するなど、調査に御協力いただきます。

通常活動の実施

本スキームの対象者（ベトナム人・タイ人）について

本制度に申請可能な外国人

◆　対象者

現時点では、対象国の国籍を有する対象国に居住する者であって、当該対象国と日本との間の直行便を利用する者に限ります。

当面の間は、同伴家族は対象として想定されていません。

◆　新規査証又は再入国関連書類提出確認書

本スキームを利用可能な外国人は、下記①又は②に該当する新規査証申請者、及び、下記①に該当する再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した外国人で再入国関連書類提出確認書を申請する者です。

◆　訪日目的

①就労・長期滞在（以下のいずれかの在留資格に該当するもの）

・「経営・管理」
・「企業内転勤」
・「技術・人文知識・国際業務」
・「介護」
・「高度専門職」
・「技能実習」
・「特定技能」
・「特定活動」（EPA介護福祉士・看護師、起業）

②短期商用

日本に出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等

（※なお、入国拒否対象地域指定以前に我が国を出国した再入国許可保持者は、８月５日から、「再入国関連書類提出確認書」や「検査証明」の取得等の追加的な防疫措置を講じることを条件に、再入国が認められることになりました。）

１．制度の概要について

２．必要書類について

３．企業･団体の皆様への要望事項等

Ⅰ 必要書類（邦人がベトナム・タイへ渡航する場合）

邦人がベトナム・タイへ渡航する際

✓ 必要書類・手続詳細は、下記の大使館HPを御確認ください。

→陰性検査の詳細はスライドI-①へ

【参考】邦人がベトナム・タイから本邦へ帰国する際

✓ 誓約書(本邦帰国時にビジネストラックを利用しない日本人用)【原本】→詳細はスライドI－②へ

✓ 帰国日届出受領証【印刷したもの】→詳細はスライドI－③へ

✓ 質問票→詳細はスライドI－④へ

大使館HP

- タイ

在京タイ大使館 http://site.thaiembassy.jp/jp/

（フライトが設定され、渡航者の募集が始まると、トップページの「お知らせ」欄に案内が掲示されます。）

- ベトナム

在ベトナム日本国大使館（https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20200731nyuukoku.html ）

I-① 出国する際に必要な検査証明について（邦人レジデンストラックを使用してベトナム・タイへ渡航する場合）

	検査証明フォーマット	求められる検査手法	検査証明の条件	受診可能な医療機関	その他の留意事項
ベトナム	○フォーマットの指定はありません ○在ベトナム日本大使館ＨＰに使用可能なフォーマットを掲載していますので、ご参照ください https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 【条件】 • 英語又はベトナム語で記載 • 必要事項：渡航者氏名、年齢（生年月日）、性別、国籍、パスポート番号、日本住居国での住所、ベトナムでの住所、医療機関検査施設名、検体採取日時、検査日、検査方法、検査結果、入国予定日	○Real-time PCR検査 ・詳細は在ベトナム日本大使館HPをご覧ください https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	**○ベトナム入国の3日から7日前の間に検査を受け発行されたもの**	○在ベトナム日本大使館HPに掲載されている医療機関で受診してください ・詳細は、 在ベトナム日本大使館HPを参照ください https://www.vn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html	・証明書には、検査を受けた医療機関の有効な印鑑と署名が必要となります ・証明書の他に、医療申告（入国前２４時間以内にオンラインで申告又は到着空港で紙で申告）を行うことを義務付けています ・詳細は以下のHPご覧ください 医療申告ＵＲＬ https://tokhaiyte.vn/
タイ	○フォーマットの指定はありません 【条件】 ・英語表記があることが条件となります ・RT-PCR検査の結果、新型コロナウイルスへの感染が確認されなかった旨の記載が必要です。	○RT-PCR検査 ・詳細は駐日タイ大使館HPをご覧ください http://site.thaiembassy.jp/jp/news/announcement/ ※「お知らせ」の欄に、フライトごとに掲載	**○渡航前72時間以内に発行されたもの**	○タイ政府指定の医療機関はありません ・以下の経産省HPに、PCR検査受診可能な医療機関のリストを掲載しております https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200703002/20200703002-1.pdf ・駐日タイ大使館HPにおいても、PCR検査受診可能な医療機関リストが掲載されています http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/covidVISA/%E2%91%A2%E3%80%80Genesis%20Healthcare%20clinics%20hospitals%20list_20200714.pdf	○検査証明以外に，英文の搭乗可能健康証明書が必要となります (Fit to Fly又は　Fit to Travel HealthCertificate)

I-② 誓約書（邦人用）

誓約書の様式

（表面）

渡航者の情報を記載ください

渡航目的を簡潔に記載ください

外務大臣
厚生労働大臣　殿

誓　約　書

1　一般的事項
（企業・団体名）　は，下記の者（以下「対象者」といいます。）の本邦帰国に際し，以下の事項を誓約いたします。

（1）　対象者
名前（アルファベット）　国籍　旅券番号

（2）　誓約内容
ア　対象者の渡航目的が真に急を要し，必要不可欠なものであること。
渡航目的：
（真に急を要し，必要不可欠な理由を具体的に記載。）
イ　対象者が，帰国前14日以内に出入国管理及び難民認定法に基づき入国拒否を行う対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がないことを保証すること。
ウ　対象者に対し，本邦帰国後に厚生労働省の要請に従った行動をとらせ，そのために必要な管理を行うこと。
エ　対象者に対し，新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。
オ　対象者が，上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して，また，新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には，対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対して，直ちに報告するとともに，日本国政府の関係当局の指示に従うこと。
カ　対象者に対し，本邦出国前に又は帰国日の14日前までに外務省に対して帰国予定日を届け出させること，帰国予定日又は帰国便が変更になった場合には，可能な限り，渡航先の国・地域を出発する日の3開庁日前，遅くとも出発日までに登録を変更させること，及び，正しく情報が記載された受領証を持って帰国させること。

2　防疫事項
当企業・団体として，以下の事項について，対象者に説明の上，本人の同意を得たこと，また，その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。
（1）対象者は，帰国後，ＰＣＲ検査の結果が判明するまで，検疫所長が指示した待機場所に留り，他の者と接触しないこと。
（2）空港外のＰＣＲ検査結果待機場所が必要な場合，待機場所は自宅又は受入企業・団体が確保した施設とし，その費用は受入企業・団体が負担すること。
（3）対象者は，帰国後14日間，移動手段を下記のいずれかに限ること。
・自家用車　・受入企業・団体所有車両　・レンタカー　・ハイヤー
（4）対象者は，帰国後14日間，自宅又は宿泊場所で待機することとし，不特定の者との接触を行わないこと。
（5）帰国後14日以内に対象者が有症状となった場合，受入企業・団体は，速やかに対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し，滞在していた地域を伝え，対象者を指定された医療機関に受診させること。
（6）帰国後14日以内に対象者が陽性となった場合，対象者及び受入企業・団体は，管轄保健所の調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。

（7）受入企業・団体は，下記の感染防止対策を徹底すること。
①対象者及び接触者のマスク着用，②手指消毒の徹底，③「3密」を避ける

3　上記1及び2の誓約に違反した場合には，関係当局により企業・団体名が公表され得るとともに，今後当企業・団体の招へいする者に対し，本件措置に基づく本邦帰国が認められないことがあることを理解します。

年　月　日
企業・団体名・部署名
受入責任者名　印
（自署）
肩書
住所
電話

（裏面）

受入責任者のお名前・捺印等をいただきます
※印鑑は法人印を使用してください
※受け入れ責任者は必ずしも団体の長である必要はありません

- 誓約書は渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します
- 誓約書は外務省HPからダウンロード頂けます https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- 空港検疫で、誓約書の原本を確認・回収します。
- **誓約違反時には、受入企業・団体の名称公表、本措置の利用禁止となる可能性があります。**
- 受入企業・団体は、誓約書の記載内容について十分理解した上で、対象者も本措置の内容や誓約内容について理解できるよう、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

I-③ 帰国日届出受領証

帰国日届出受領証申請フォーマット

帰国日届出受領証申請フォーマット

令和2年6月18日，日本国政府は，国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を発表しました。
段階的措置の対象国・地域に渡航する邦人の方は，下記フォーマットに必要情報を記入の上，本邦出発前に又は帰国日の14日前までに外務省専用メールアドレス(juryoushou@mofa.go.jp)に送信してください。
申請状況によって変動する可能性はありますが，2～3開庁日（土日・祝日除く。）中に「帰国日届出受領証」を返送しますので，印刷の上，渡航中は大切に保管して下さい。
送付されてくる帰国届出受領証は，日本帰国時に到着空港の検疫に提出してください(ビジネストラック利用者については，帰国日届出受領証の提出がない場合は，ビジネストラックの適用対象となりません。)。

氏名（姓・名）		ローマ表記（姓・名）		年齢	旅券番号	電話番号	メールアドレス	出発国	帰国日						帰国便名	到着空港	受入企業名	渡航目的
例）外務	花子	GAIMU	HANAKO	30	RA1111111	080-1234-5678	hanako.gaimu@mofa.go.jp	タイ	2020	年	6	月	30	日	NH123	成田国際空港		1 短期商用

■入力上の留意点
ア 氏名のローマ字表記は，旅券に印字されているとおりに記載してください。
イ 性別，出発国，帰国日，到着空港，業種，渡航目的は，プルダウンから選択してください。
ウ 旅券番号は，旅券に印字されているとおりに記載してください。
エ 電話番号は，本邦出発前に日中連絡可能な番号を記載してください。メールアドレスは，本邦出発前・後に連絡可能なものを登録してください。
オ 提出いただく個人情報は，厳重に管理の上，帰国届出受領証の交付管理以外の目的では使用しません。
カ 帰国予定日又は帰国便が変更となった場合には可能な限り，渡航先の国・地域を出発する日の3開庁日前，遅くとも出発日までに登録を変更し，正しく情報が記載された帰国届出受領証を持って帰国してください。ビジネストラック利用者については，正しい情報が記載されていない場合，本邦帰国後のビジネストラックの利用ができない可能性があります。

帰国日届出受領証

受付番号	A00000

帰 国 日 届 出 受 領 証

以下の内容で受付けました。
帰国の際には，本受領証を空港の検疫に提出してください。

氏名　外務　太郎

旅券番号　RA00000000

帰国日　2020 年　6 月　25 日（利用便名：　NH001　）

■注意事項
ア　帰国前１４日以内に出入国管理及び難民認定法に基づき入国拒否を行う対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がある場合は，ビジネストラックを利用できません。

イ　ビジネストラック利用者は，本邦帰国後，厚生労働省の要請に従った行動及び本邦帰国後１４日間は別途提出する必要がある誓約書及び本邦活動計画書の記載事項に従った行動をとる必要があります。

ウ　ビジネストラック利用者は，本邦活動計画書の記載事項にかかわらず新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないようにしてください。

エ　新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には，保健所に直ちに報告するとともに，日本国政府の関係当局の指示に従ってください。

オ　帰国予定日又は帰国便が変更となった場合には，可能な限り，渡航先の国・地域を出発する日の３開庁日前，遅くとも出発日までに登録を変更し，正しく情報が記載された本受領証を持って帰国してください。ビジネストラック利用者については，正しい情報が記載されていない場合，本邦帰国後のビジネストラックの利用ができない可能性があります。

外務省HPからダウンロード頂けます
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

受付番号

※申請の具体的な流れは，次頁のフローチャートを参照ください。

帰国日届出受領証の取得・提出のフロー（イメージ）

申請者

①帰国日届出受領証の申請
（本邦出発前　又は　帰国日の14日前）

- 外務省ホームページ上で**「帰国日届出申請フォーマット」**をダウンロードし、ファイル名を「【氏名記入】帰国日届出受領証申請フォーマット」（※【氏名記入】には、ご自身の氏名を漢字で入力）に変更の上、必要事項を記入してください。
- **外務省専用メールアドレス**
（ juryoushou@mofa.go.jp ）に記入済み申請フォーマットを送付してください。

③提出情報に変更が生じた場合の変更届出
（可能な限り，渡航先の国・地域を出発する日の3開庁日前）

- ①で提出した情報（特に帰国日）に変更が生じた場合には，可能な限り，渡航先の国・地域を出発する日の3開庁日前，遅くとも出発日までに登録を変更する必要があります。
- 外務省専用メールアドレス（同上）宛に件名を**「【受付番号】帰国日届出受領証記載情報の変更」**として（注：【受付番号】には受領証上部に記載のある受付番号を記載），②で送付された受領証を別添し，メール本文には変更となる情報を明記して変更届出を行ってください。

⑤本邦帰国時

- 本邦帰国時に正しい情報の書かれた帰国日届出受領証を空港の検疫に提出してください。ビジネストラック利用者については，正しい情報が記載されていない場合，ビジネストラックの利用がなされない可能性があります。

外務省

②帰国日届出受領証の送付
（受理後，原則2～3開庁日以内）

- 申請受理後，土日・祝日を除く2～3開庁日以内にフォーマットに記載されたメールアドレスに**「帰国日届出受領証」**をメールにて送付します。印刷の上，本邦帰国時まで大切に保管してください。

④帰国日届出受領証の再発行
（受理後，原則2～3開庁日以内）

- 申請受理後，土日・祝日を除く2～3開庁日以内にフォーマットに記載いただいたメールアドレスに，**変更を行った「帰国日届出受領証」**を再送します。印刷の上，本邦帰国時まで大切に保管してください。
- 変更届出が渡航先の国・地域を出発する日の3開庁日までになされない場合，現地出発日までに受領証の再発行が間に合わない可能性があることに御留意ください。

Ⅰ-④　質問票（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）

質問票の記入例※機内で記入いただきます

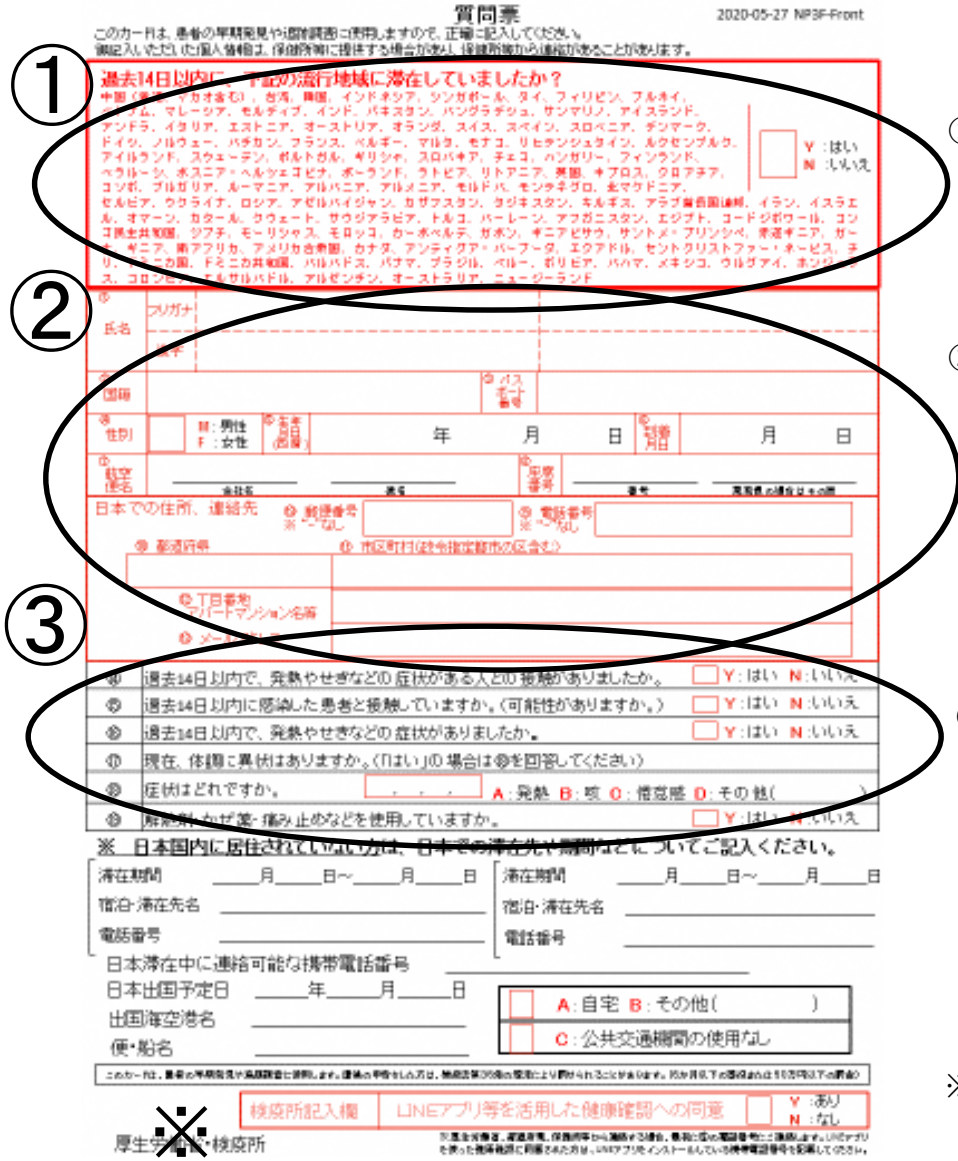

①Yと記入し、滞在地を○で囲みます。（ベトナム、タイ）

②本人の情報を記入いただきます。**LINEの友達登録等を行う電話番号**を記入していただきます。

③本人の健康状態等について記入いただきます。

※検疫所はLINE同意書を確認し、Yと記入します。

健康フォローアップまでのイメージ

（機内）質問票・LINE同意書の記入

↓

（入国時）質問票・LINE同意書の回収

↓

（入国後）本人の携帯電話にLINEのインストール・友達登録等

↓

本人の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ（チャットor自動音声による確認）

↓

必要に応じ保健所が本人に電話等で確認

Ⅱ 必要書類（ベトナム人・タイ人がレジデンストラックを使って日本へ渡航する場合）

- ✓ **誓約書（原本）**→詳細はスライドⅡ-①へ
- ✓ **検査証明（原本又はその写し）※出国前72時間以内に発行されたもの**→詳細はスライドⅡ-②へ
- ✓ **質問票（原本）**→詳細はスライドⅡ-③へ
- ✓ **LINE・COCOAをインストール済み、位置情報保存を設定済み**のスマートフォン（スマートフォンは受入企業等から貸与いただいても問題ありません）→詳細はスライドⅡ-⑤へ

※上記のほか、通常の査証申請手続き時や渡航時に必要となる書類等についてもご用意ください

※査証申請手続き時の必要書類は、各国大使館HPからご確認頂けます

- ベトナム
  https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona0722.html
- タイ
  https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_visa-index.html#covid-ourai-jul2020

Ⅱ-① 誓約書

（外国人ビジネストラック）

外 務 大 臣
厚生労働大臣 殿

誓 約 書

一般的事項
（企業・団体名）　　は，下記の者（以下「対象者」といいます。）の本邦入国に際し，
以下の事項を誓約いたします。

（１） 対象者
名前（アルファベット）　国籍　旅券番号　出発国・地域　滞在期間

（２） 誓約内容
ア 対象者の訪日目的が真に急を要し，必要不可欠なものである
訪 日 目 的 ：
（真に急を要し，必要不可欠な理由を具体的に記載。）
イ 対象者が，入国前 14 日以内に出入国管理及び難民認定法に基づき入国拒否を行う対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がないことを保証すること。
ウ 対象者に対し，本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動及び本邦入国後 14 日間は別添の本邦活動計画書の記載事項に従った行動をとらせ，そのために必要な管理を行うこと。
エ 対象者に対し，本邦活動計画書の記載事項にかかわらず新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。
オ 対象者が，上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記エの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して，また，新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には，主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所及び対象者のその時点の所在地を管轄する保健所に対して，直ちに報告するとともに，日本国政府の関係当局の指示に従うこと。

２ 防疫事項
当企業・団体として，以下の事項について，対象者に説明の上，本人の同意を得たこと，また，その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。
（１）対象者は，入国前 14 日間，検温を行い，仮に発熱や呼吸器症状，倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には，本邦への渡航を中止すること。
（２）対象者は，現地出発の 72 時間前までに，所要のフォーマットを用いて現地医療機関からの検査証明を取得し，本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し，当該証明書又はその写しを提示・提出すること。また，対象者は，入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には，出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の規定に基づき，上陸拒否の対象となることについて理解すること。
（３）対象者は，入国時に，民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること。
（４）対象者又は受入企業・団体は，入国時に，対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンにＬＩＮＥアプリをインストールし，また，入国後 14 日間毎日，同アプリを活用し，主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。
（５）対象者は，入国時に，携行するスマートフォンに，厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し，また，入国後 14 日間，同アプリの機能を利用すること。
（６）対象者は，入国時に，携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し，また，入国後 14 日間，位置情報を保存すること。
（７）対象者は，入国後，ＰＣＲ検査の結果が判明するまで，検疫所長が指示した待機場所に留り，他の者と接触しないこと。
（８）空港外のＰＣＲ検査結果待機場所が必要な場合，待機場所は自宅又は受入企業・団体が確保した施設とし，その費用は受入企業・団体が負担すること。

渡航の対象者の情報を記載ください

渡航目的を簡潔に記載ください

（表面）

（９）対象者は，入国後 14 日間，移動手段を下記のいずれかに限ること。
・自家用車　・受入企業・団体所有車両　・レンタカー　・ハイヤー
象者は，入国後 14 日間，ビジネス関係での滞在場所（受入企業・団体や取引先のオフィス・工場
を業務上必要最小限のものにすること。
象者は，入国後 14 日間，検査結果待機場所，宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所でのみ行動し，接待・会食等についてもこれらの場所にて実施すること。
（12）対象者は，入国後 14 日間，検査結果待機場所，宿泊場所及びビジネス関係での滞在場所においては，個室を用いるなど，必要最小限の関係者以外に，不特定の者との接触を行わないこと。
（13）受入企業・団体は，対象者の入国後 14 日間，日時，滞在場所ごとに対象者が接触した者を記録すること。
（14）対象者は，入国後 14 日間，本邦活動計画書に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動しないこと。
（15）入国後 14 日以内に対象者が有症状となった場合，対象者は，ビジネス関係での滞在・移動を中止すそ
ともに，受入企業・団体は，速やかに対象者のその時点の所在地を管轄する「帰国者・接触者相
ター」に電話連絡し，滞在していた地域を伝え，対象者を指定された医療機関に受診させること
14 日以内（本邦出国後２日以内を含む。）に対象者が陽性となった場合，対象者及び受入企業・団体は，発症２日前から隔離開始までに接触があった濃厚接触者リストやスマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提供するなど，その調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。
（17）受入企業・団体は，対象者が上記（６）の位置情報の保存を行うこと及び上記（16）の調査への協力として必要な情報提供を求められた際には位置情報を提供することにつき，あらかじめ対象者本人の同意を書面でとりつけておくこと。
（18）受入企業・団体は，下記の感染防止対策を徹底すること。
①対象者及び接触者のマスク着用，②手指消毒の徹底，③「３密」を避ける
（19）受入企業・団体は，対象者
るよう注意喚起すること，
状が生じた場合には直ちに
（20）受入企業・団体は，対象者
おりに実施するため必要な
より同計画書にない行動が
14 日間以内となる者につい
15 日目以降に，主なビジネス関係での滞在場所を管轄する保健所に提出すること。
（21）対象者は，上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等，不実の記載のある文書等により査証又は再入国確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には，出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

３ 上記１及び２の誓約に違反した場合，又は本邦活動計画書の記載内容や計画の変更内容に虚偽があったと認められる場合には，関係当局により企業・団体名が公表され得るとともに，今後当企業・団体の招へいする者に対し，本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを理解します。

年　月　日
企業・団体名・部署名
受入責任者名　印
（自署）
肩書
住所
電話

（裏面）

受入責任者のお名前・捺印等をいただきます
※印鑑は法人印を使用してください
※受け入れ責任者は必ずしも団体の長である必要はありません

- 誓約書は渡航者1名につき1枚、作成をお願い致します
- 誓約書は外務省HPからダウンロード頂けます https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html
- **誓約違反時には、受入企業・団体の名称が公表される可能性があります。**
- 査証申請時、誓約書の原本及び写しを確認します。確認後、原本は返却します。返却した原本を本邦入国後の検疫時に回収します。お手数ですが、必要に応じてベトナム・タイ在住の渡航予定者宛てに、誓約書原本を郵送ください。
- 受入企業・団体は、誓約書の記載内容について十分理解した上で、対象者に対して丁寧な説明を行ってください。

Ⅱ-② 検査証明

COVID-19 に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

Date of issue_____
交付年月日

氏 名 パスポート番号
Name _____, Passport NO. _____,
国籍 生年月日 性別
Nationality_____, Date of Birth_____, Sex_____,

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。よって、この証明を交付する。
This is to certify the following results which have been confirmed by testing for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample	検査法 Testing for COVID-19	結果 Result	決定年月日 Result Date 検体採取日時 Sample Date and Time	備考 Remarks
・鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab ・唾液 Saliva	・核酸増幅検査（real time RT-PCR 法） nucleic acid amplification test (real time RT-PCR) ・核酸増幅検査（LAMP 法） nucleic acid amplification test (LAMP) ・抗原定量検査 antigen test (CLEIA)			

医療機関名 Medical institution _____
住所 Address of the institution_____
医師名 Signature by doctor _____

An imprint of a seal 印影

- 検査証明の様式は、原則として所定のフォーマット（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100079315.docx ）を使用し、現地医療機関に記入及び署名（又は印影）を求めてください。

- 当該フォーマットに対応する医療機関がない場合には、任意の様式の提出も可としますが、検疫及び入国審査に時間がかかることがありますので御了承ください。

- なお、任意の様式は、（1）人定事項（氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別）、（2）COVID-19の検査証明内容（検査手法（上記フォーマットに記載されている採取検体及び検査法に限る）、検査結果、検体採取日時、検査結果決定年月日、検査証明交付年月日）、（3）医療機関等の情報（医療機関名（又は医師名）、医療機関住所、医療機関印影（又は医師の署名））の全項目が英語で記載されたものに限ります。

Ⅱ-③質問票（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）

質問票の記入例　※機内で記入いただきます

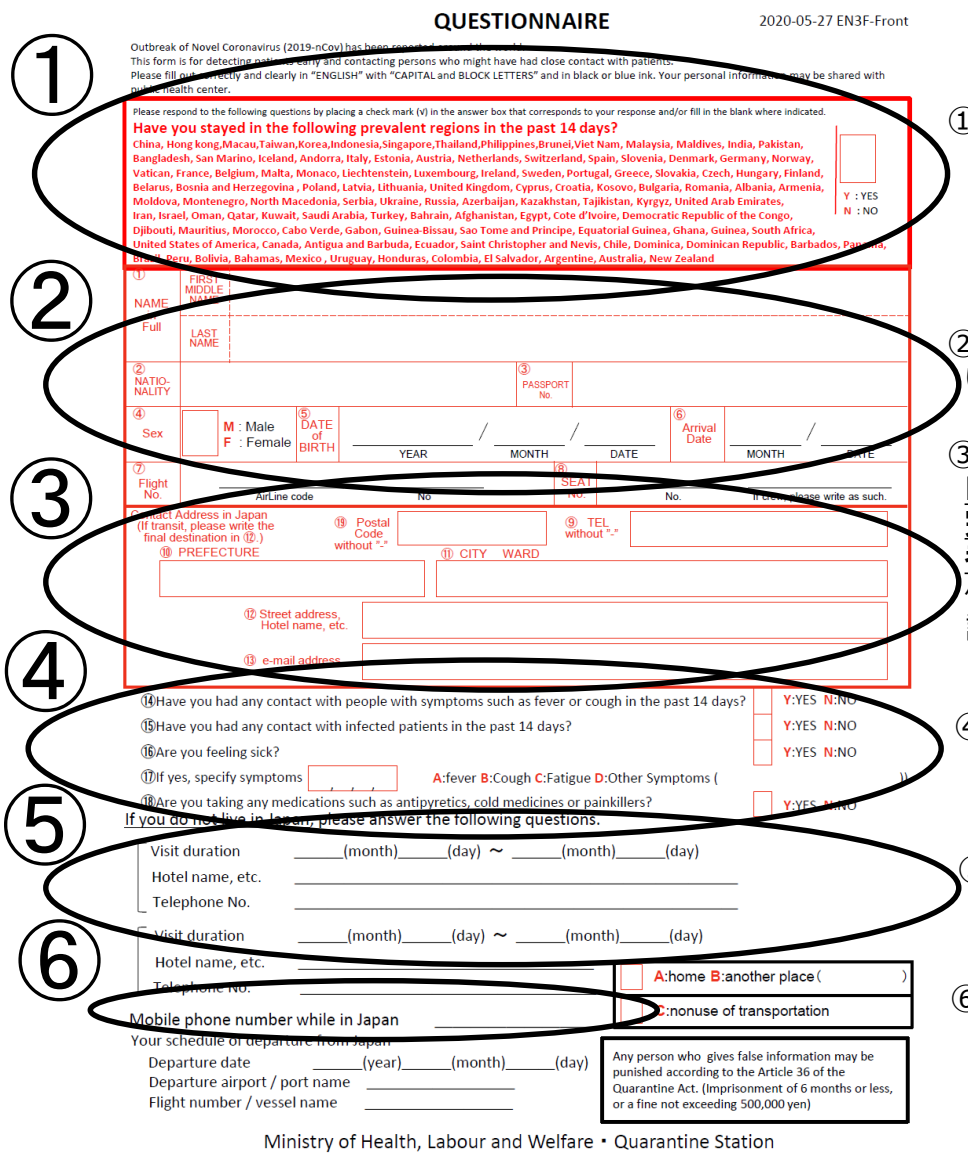

QUESTIONNAIRE　2020-05-27 EN3F-Front

Outbreak of Novel Coronavirus (2019-nCov) has been reported around the world.
This form is for detecting patients early and contacting persons who might have had close contact with patients.
Please fill out correctly and clearly in "ENGLISH" with "CAPITAL and BLOCK LETTERS" and in black or blue ink. Your personal information may be shared with public health center.

Please respond to the following questions by placing a check mark (√) in the answer box that corresponds to your response and/or fill in the blank where indicated.

Have you stayed in the following prevalent regions in the past 14 days?
China, Hong kong,Macau,Taiwan,Korea,Indonesia,Singapore,Thailand,Philippines,Brunei,Viet Nam, Malaysia, Maldives, India, Pakistan, Bangladesh, San Marino, Iceland, Andorra, Italy, Estonia, Austria, Netherlands, Switzerland, Spain, Slovenia, Denmark, Germany, Norway, Vatican, France, Belgium, Malta, Monaco, Liechtenstein, Luxembourg, Ireland, Sweden, Portugal, Greece, Slovakia, Czech, Hungary, Finland, Belarus, Bosnia and Herzegovina , Poland, Latvia, Lithuania, United Kingdom, Cyprus, Croatia, Kosovo, Bulgaria, Romania, Albania, Armenia, Moldova, Montenegro, North Macedonia, Serbia, Ukraine, Russia, Azerbaijan, Kazakhstan, Tajikistan, Kyrgyz, United Arab Emirates, Iran, Israel, Oman, Qatar, Kuwait, Saudi Arabia, Turkey, Bahrain, Afghanistan, Egypt, Cote d'Ivoire, Democratic Republic of the Congo, Djibouti, Mauritius, Morocco, Cabo Verde, Gabon, Guinea-Bissau, Sao Tome and Principe, Equatorial Guinea, Ghana, Guinea, South Africa, United States of America, Canada, Antigua and Barbuda, Ecuador, Saint Christopher and Nevis, Chile, Dominica, Dominican Republic, Barbados, Panama, Brazil, Peru, Bolivia, Bahamas, Mexico , Uruguay, Honduras, Colombia, El Salvador, Argentine, Australia, New Zealand

Y : YES
N : NO

① NAME Full　FIRST MIDDLE NAME　LAST NAME
② NATIO-NALITY　③ PASSPORT No.
④ Sex　M : Male　F : Female　⑤ DATE of BIRTH　YEAR / MONTH / DATE　⑥ Arrival Date　MONTH / DATE
⑦ Flight No.　AirLine code　No.　⑧ SEAT No.　No.　If train, please write as such.

Contact Address in Japan (If transit, please write the final destination in ⑫.)
⑨ TEL without "-"　⑩ Postal Code without "-"
⑩ PREFECTURE　⑪ CITY　WARD
⑫ Street address, Hotel name, etc.
⑬ e-mail address

⑭Have you had any contact with people with symptoms such as fever or cough in the past 14 days?　Y:YES N:NO
⑮Have you had any contact with infected patients in the past 14 days?　Y:YES N:NO
⑯Are you feeling sick?　Y:YES N:NO
⑰If yes, specify symptoms　A:fever B:Cough C:Fatigue D:Other Symptoms (　)
⑱Are you taking any medications such as antipyretics, cold medicines or painkillers?　Y:YES N:NO

If you do not live in Japan, please answer the following questions.

Visit duration　(month)(day) ～ (month)(day)
Hotel name, etc.
Telephone No.

Visit duration　(month)(day) ～ (month)(day)
Hotel name, etc.
Telephone No.

A:home B:another place (　)
C:nonuse of transportation

Mobile phone number while in Japan
Your schedule of departure from Japan
Departure date　(year)(month)(day)
Departure airport / port name
Flight number / vessel name

Any person who gives false information may be punished according to the Article 36 of the Quarantine Act. (Imprisonment of 6 months or less, or a fine not exceeding 500,000 yen)

Ministry of Health, Labour and Welfare・Quarantine Station

①Yと記入し、滞在地を○で囲みます。（ベトナム、タイ）

②本人の情報を記入いただきます。

③**受入企業・団体**の住所、**LINEの友達登録等が完了している受入責任者の電話番号**、受入責任者のメールアドレスを記入していただきます。

④本人の健康状態等について記入いただきます。

⑤本人の宿泊・滞在先を記入いただきます。

⑥本人の携帯電話番号を記入します。

健康フォローアップまでのイメージ

（出国前）企業の受入責任者においてLINEのインストール・友達登録
本人に対し、左記③に記入すべき住所（郵便番号含む）、携帯電話番号を伝達。

↓

（機内）質問票の記入

↓

（入国時）質問票の回収

↓

（入国後14日）毎日、受入責任者から担当する入国者全員に健康状態の聞き取り

↓

受入責任者の携帯電話にLINEによる健康フォローアップ
（チャットor自動音声による確認）

↓

受入責任者は、担当する入国者に１人でも発症者がいる場合は、「はい：Y」で登録

↓

保健所が受入責任者に電話等で確認

Ⅱ-④　民間保険加入

- 本制度を活用して入国する外国人に対し、日本国内での急な医療費負担に対応した、民間医療保険への加入を必須とします。

● 趣旨

入国後、無保険状態で不慮の病気・事故により、本人に高額な医療費負担が生じることは、本人にとっても医療機関にとっても大きなリスクとなるため、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していることを必須とするものです。
※新型コロナウイルス感染症の治療費を補償することが目的ではありません。

● 民間保険の種類

入国者が加入しているクレジットカードに附帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。
（日本政府観光局HP：https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html）

● よくある質問

Ｑ：　保険への加入は、本邦への入国後でも構わないのでしょうか。
Ａ：　入国前に加入いただくことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入してください。
Ｑ：　保険への加入手続きのために外出する場合、「14日間の自宅等待機」義務に違反することになるのでしょうか。
Ａ：　外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。
Ｑ：　保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。
Ａ：　保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。

Ⅱ-⑤　アプリのインストールについて

- 空港での検疫・入国審査時に、接触確認アプリのインストール等を確認させて頂きます
- スマートフォンは受け入れ企業等から貸与いただいても問題ありません

①LINE

◻ 目的
入国後14日間の健康状態の報告

◻ 使用方法
①専用のQR コードから厚生労働省の公式アカウントを友達追加
②厚労省公式アカウントから、健康状態確認メッセージを送付
③LINEで返答

◻ 注意点
・国内電話番号でない携帯電話（海外SIM）、日本語以外の言語には対応しておりません。
・入国者が国内電話番号の携帯電話を持っていて、かつ日本語を理解できる場合を除き、受入企業・団体の担当者がアプリをインストール、設定の上、入国者から健康状態を聞き取って報告してください。
・その場合、機内で入国者に記載いただく「質問票」には、受入企業・団体の住所、LINEアプリの設定が完了した担当者の電話番号・メールアドレスを記載するよう、事前に必ず伝えてください。（P16参照）

②COCOA

◻ 目的
感染者との接触情報の確認
※新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

◻ 使用方法
①アプリをインストール
②利用規約等に同意
③ブルートゥース、接触ログの記録を有効化

③位置情報の保存

◻ 目的
位置情報の把握
※入国後14日以内に陽性となった場合、保存された位置情報を保健所に提示いただきます

◻ 使用方法
〇グーグルマップを「ロケーション履歴がオン」に設定
　又は
〇iPhoneの「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているか確認
※詳細の設定方法はp.22,23をご覧ください

＜注意点＞
- 空港での検疫および入国審査時にアプリのインストール・位置情報の保存の有無を対象者の申告等により確認します。誓約違反が判明した際は、受入企業・団体名の公表、本措置の利用停止等の措置をとることがあります。

After your arrival to Japan
Handing over this document to your host company in Japan

LINEを活用した健康フォローアップのお願い（受け入れ企業の皆様へ）

ビジネス目的での往来再開の枠組みを活用して入国・帰国される方には、入国後14日間、LINEアプリを活用した毎日の健康状態の報告をお願いしています。

別紙の通り、国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方が入国される場合には本人のスマートフォンに、国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方が入国される場合には企業の受入責任者のスマートフォンに、それぞれLINEアプリをインストール・友だち登録等を行っていただいた上で、健康状態の報告をいただくことになります。

ビジネストラック活用企業の皆様におかれましては、上記の仕組みと流れを御理解いただき、入国者本人に対しても御説明をお願いいたします。

①本人または受入責任者のスマートフォンで設定

STEP1
このQRコードを読み取る

STEP2
友だち追加と設定

STEP3
後日、LINEに届く
アンケートへ回答

＜通知メッセージの受信設定＞

② 具体的な確認方法

- LINE公式アカウントより、本人のスマートフォン（国内電話番号をお持ちかつ日本語対応可能な方の場合）又は企業の受入責任者のスマートフォン（国内電話番号をお持ちでない方・日本語対応不可能な方の場合）宛てに、健康状態の確認のメッセージをお送りします。

※　企業の受入責任者の方からの報告の場合、担当する入国者全員分をまとめて報告してください（例えば、１人でも37.5度以上の発熱のある入国者がいれば、「発熱あり」と回答）。

- 万が一、入国後初回の連絡でLINEアプリでの連絡が取れなかった場合は、お電話により、自動音声で健康状態をお伺いします。

【質問項目】
- 37.5度以上の発熱があるか
- せき、のどの痛み、強いだるさ等があるか

※ この質問では、クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

厚生労働省

LINEで10秒、かんたん回答

LINEアプリによる健康状態確認（原則）

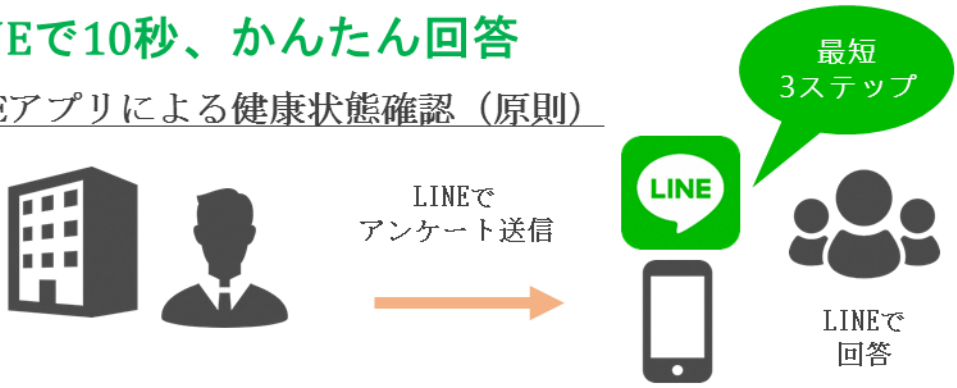

初回通知をLINEでお送りできなかった場合

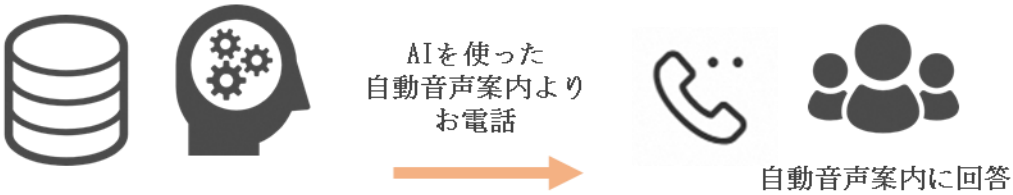

※LINEで友だち登録いただいても、以下のケースに該当する方は電話でのサポートが実施されますのでご注意ください。

- 一部の方には初回のPUSHメッセージを受け取った後に、LINEに登録されている電話番号へSMSによる認証を行います。SMSが受け取れない方、SMSを受け取った後に認証を実施されなかった方。
- PUSHメッセージを受け取った後、翌日9:00までにアンケートにご回答いただけなかった方。

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために、接触確認アプリをインストールしましょう。

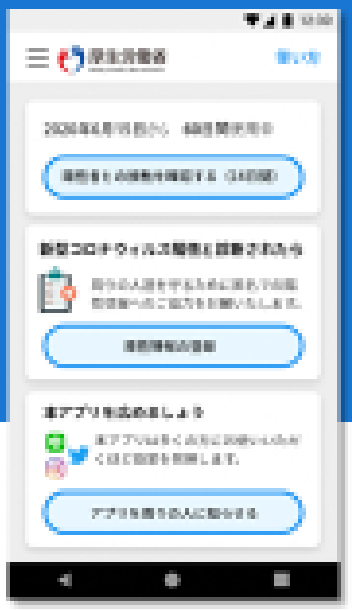

※画面イメージ

厚生労働省

新型コロナウイルス接触確認アプリ

（略称：COCOA）

COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性

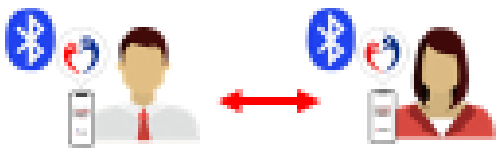

・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはでません
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません

※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
※記録は14日経過後に無効となります
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら　App Store からダウンロード

Androidの方はこちら　Google Play で手に入れよう

詳しくはこちら　厚生労働省ウェブサイト

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室 情報通信技術(IT)総合戦略室

グーグルマップ　位置情報設定方法

STEP1
Androidスマートフォンまたはタブレットで、「Googleマップアプリ」を開きます。

STEP2
「プロフィール写真」または「イニシャルアカウントサークルアイコン」をタップします。

STEP3
「タイムライン」アイコンをタップします。

STEP4
その他アイコンをタップし、「設定とプライバシー」をタップする。

STEP5
「現在地がON」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「現在地がOFF」をタップし、現在地をONにします。

STEP6
「ロケーション履歴がオン」になっていることを確認します。オンになっていない場合は、「ロケーション履歴がOFF」をタップし、ロケーション履歴をONにします。

※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。

iPhone　「利用頻度の高い場所」設定確認方法

STEP1
ホーム画面で、
「設定」をタップ

STEP2
「設定」画面から「プライバシー」をタップ

STEP3
「位置情報サービス」をタップ

STEP4
「システムサービス」をタップ

STEP5
「利用頻度の高い場所」の設定がオンになっているかを確認する

参考
「位置情報サービスとプライバシーについて」

※電波の状況等により、位置情報の精度等に影響が出る場合があります。
※利用頻度の高い場所は、Appleが読み取ることはできません。詳しくは、「利用頻度の高い場所」設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

１．制度の概要について

２．必要書類について

３．企業･団体の皆様への要望事項等

令和2年7月22日　新型コロナウイルス感染症対策本部（第４１回）発表

１．在留資格保持者等の再入国・入国

（１）在留資格保持者等の再入国・入国を順次許可すべく検討。現在出国中の再入国許可者（注１）の再入国から開始。

（２）出国前PCR 検査などの追加的な防疫措置の詳細を検討の上、実施。

（注１）入国拒否対象地域指定前日までに当該地域に再入国許可をもって出国した者

２．国際的な人の往来再開に向けた段階的措置についての対象国・地域の拡大等

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38 回新型コロナウイルス感染症対策本部(令和２年６月18 日)）に関し、現行の水際措置（注２）を維持した上で、追加的な防疫措置（注３）を条件とする仕組みを以下のとおり追加的に試行。

（１）感染状況が落ち着いている以下の国・地域と協議・調整を開始。感染状況等を総合的に勘案し、準備が整い次第、順次実施。

カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾

（２）その他の国・地域についても、ビジネス上のニーズ等を勘案し、防疫上の更なる要件（注４）の下、短期間・少人数に限定した往来枠組みを導入することとし、今後その詳細を検討の上、準備が整い次第、順次実施。

（注２）PCR 検査（入国拒否対象地域からの入国者）、公共交通機関不使用、14 日間の自宅等待機

（注３）入国前の検査証明、入国後14 日間の位置情報の保存等（14 日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先等を記載）の提出等）

（注４）滞在期間の限定（原則72 時間以内）、少人数によるビジネスジェットの利用、訪問場所・接触者のより一層の限定

本措置の実施に当たっての企業・団体の皆様への要望事項

- 新型コロナウイルス感染症の全世界的な流行が続いている中、例外的に行われる措置であることに鑑み、企業・団体の皆様には特に次の点について御理解、御協力をお願いします。

➢ 国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際対策を徹底します。同時に、今後、経済を回復軌道に乗せていく上で、我が国内外の感染状況等を踏まえながら、感染再拡大の防止と両立する範囲内において試行していく措置であることを踏まえ、申請に当たっては、邦人の渡航（アウトバウンド）、外国人の訪日（インバウンド）共に、真に必要な方に限ってください。

➢ 本措置については、例外的に出入国が認められた邦人帰国者・外国人入国者に対する追加的な防疫上の措置について受入企業・団体が責任を持つ制度であることを御理解ください。その一環として、対象者本人か受入企業・団体に、LINEアプリによる健康状態の確認にご協力いただく他、対象者本人が接触確認アプリ・地図アプリを導入したスマートフォンを保有し、逐次位置情報を記録いただくことも求められます。また、対象者が持参すべき必要書類については、入国時の問題を避けるためにも、企業・団体にて適切に指導・管理をお願いします。誓約違反等が起こった場合は、当該企業・団体名が公表される他、本件措置の利用が今後認められない可能性があります。

➢ 今後の措置拡大も見据え、検査証明の取得に当たっては、多くの派遣者を予定している企業・団体や、可能な企業・団体についてはできるだけ企業・団体の健康管理センターや企業・団体内診療所の活用を図ってください。

➢ 邦人の帰国及び外国人の入国に当たっては、空港におけるCOVID-19に関する検査等検疫措置の円滑な実施の観点から、帰国日・入国日を分散化させる等、平準化に御協力ください。また、外務省専用メールアドレスへの「帰国日届出申請フォーマット」の提出を通じた帰国日把握に積極的に御協力いただくとともに、場合により帰国日・入国日の調整をお願いすることがあります。

関係省庁の問い合わせ先

- 出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課（本邦入国時の入国審査）
  電話番号 03-3580-4111（内）4446/4447　（担当：田村、白幡）

- 外務省 領事局 政策課（帰国日届出受領証）
  電話番号 03-3580-3311（内）4475/5367　（担当：浅井、内田）

- 外務省 領事局 外国人課（査証関連）
  電話番号 03-3580-3311（内）3066/3177　（担当：柘植、中田）

- 厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室
（健康フォローアップ、空港検疫における検査、公共交通機関不使用、接触確認アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存等）
  電話番号 03-5253-1111（内）2468　（担当：木下、福井）

- 経済産業省 水際対策担当（企業からのご相談）
  電話番号 03-3501-1511（内）2944　（担当：中富、綱島、中村、小山）

- 国土交通省 航空局 危機管理室（航空便）
  電話番号 03-5253-8700　（担当：松村、工藤）